

## 肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

我が国には、C型肝炎患者がおよそ200万人、B型肝炎患者がおよそ150万人もいるといわれ、その大半が、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換などの不適切な医療行為による感染、すなわち医原性によるものといわれています。

また、司法の場においても、ウイルス性肝炎の医原性について、国の行政責任が認められているところです。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気です。1年間の肝がんの年間死亡者数が約3万人を超える中、9割はB型、C型肝炎患者です。このような事態にがんがみれば、直ちに政府はすべてのウイルス性肝炎患者の救済を実現するため諸施策に取りかかるべきです。

よって本市議会は、すべてのウイルス性肝炎患者救済のため、早期に次の施策を講ずるよう強く求めるものです。

- 1 葉倉肝炎訴訟を直ちに終結し、適切な賠償を実施すること。
- 2 フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤を納入した全医療機関に対して患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して、投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。
- 3 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応をとること。
- 4 ウイルス検診体制の拡充と検査費用の負担軽減をすること。
- 5 ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
- 6 ウイルス性肝炎治療の医療費援助及び治療中の生活支援策を検討すること。
- 7 ウイルスキャリアに対する偏見・差別を一掃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年9月28日

千葉県鎌ヶ谷市議会

提出先

内閣総理大臣 福田 康夫 様  
厚生労働大臣 舛添 要一 様